

変更登記に関する説明

組合は、登記簿に記載されている事項に変更があった場合は、定められた期間内に変更登記申請をしなければなりません。

ここでは、一般的な登記申請について説明しておきます。

1. 代表理事変更登記

組合の役員についての登記は、代表理事のみが登記事項となっております。

したがって、役員の任期満了又は辞任による代表理事の変更登記は、総会（総代会）において選任された理事の中から、理事会において新代表理事を選任し、その新代表理事が就任してから2週間以内に変更登記を行うことになっており、一般的には次の添付書類が必要です。

しかし、変更の内容によっては添付書類が異なりますので本会までご相談下さい。

【添付書類】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 総会議事録（総代会議事録） | 1 通 |
| ② 理事会議事録 | 1 通 |
| ③ 代表理事の就任承諾書 | 1 通 |
| ④ 定款抜粋 | 1 通 |
| ⑤ 委任状 | 1 通 |
| ⑥ 辞任届 | 1 通（任期満了前の改選の場合） |



2. 出資の変更登記

組合の出資の総口数及び払込済出資総額に変更が生じたときは、事業年度終了後4週間以内に変更登記を行なうことになっており、次の添付書類が必要です

【添付書類】

- | | |
|----------|-----|
| ① 監事の証明書 | 1 通 |
| ② 委任状 | 1 通 |